

対象年度		令和 2年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート											
事務事業名		市道整備事業						予算事業名		市道整備事業費					
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令 道路法、道路構造令、結城市道の構造の技術的基準等を定める条例						
				08	02	03	3509	経常経費							
総合計画体系		2安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)						事業の区分		主要事業					
		2-2ゆとりある住みよいまちづくり（住環境）													
		②良好な住環境の形成						担当課係等		土木課					
		1未舗装道路整備								改良係					
事業期間		継続（ 年度～令和 4年度）													
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】							
道路拡幅整備や砂利道の舗装化を進めることで利便性及び安全性の向上を図り、対象者への快適な利用に寄与するものである。								沿線住民にとって切実な問題であり、多数の要望が寄せられている。 要望件数（平成31年4月1日現在） 道路改良事業 28件（内 7件整備予定） 舗装新設事業 34件（内 1件整備予定）							
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】							
市道整備には、道路を拡幅して側溝を布設する道路改良整備と砂利道をアスファルト道にする舗装新設整備があり、それに伴う各種委託、物件補償を含めた事業で構成されている。								生活のために日常的に道路を利用している住民							
								【事業をとりまく環境の変化】 多数の要望に対し、限られた予算の中での事業推進のために、地元自治会にて道路改良事業については幅員5m（片側側溝布設）又は6m（両側側溝布設）、舗装新設整備については幅員4mまでの土地の寄付について、合意形成をいただくよう基準を定めている。 土地の寄付が困難な場合は、工事費の2割を地元で負担することに同意していただき進めている。							
【令和 2年度 事業内容】				【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】							
測量，設計等委託 道路改良工事 舗装新設工事 道路改良附帯工事 用地買収，境界杭購入 物件移転補償				測量，設計等委託 道路改良工事 舗装新設工事 道路改良附帯工事 用地買収，境界杭購入 物件移転補償				測量，設計等委託 道路改良工事 舗装新設工事 道路改良附帯工事 用地買収，境界杭購入 物件移転補償							
■事業費															
				H30年度		R01年度									
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	0	0								
	県		支	出	金	0	0								
	地		方		債	0	0								
	そ		の		他	0	0								
	一		般	財	源	44,626	49,000								
歳入計（千円）				44,626		49,000									
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）			金額（千円）		金額（千円）									
	11	需用費		193		200									
	13	委託料		8,764		1,837									
	15	工事請負費		33,066		41,671									
	17	公有財産購入費		860		500									
	22	補償補填及び賠償金		1,743		4,792									
歳出計（千円）（A）				44,626		49,000									
伸び率（％）						9.80									
備考	総合計画 76ページ 予算書 137ページ														

平成30年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H30年度	R01年度	R02年度
活動 指標	道路改良工事	m	目標	650.00	560.00	625.00
	工事延長		実績	601.56	0.00	0.00
	舗装新設工事	m	目標	240.00	80.00	110.00
	工事延長		実績	32.00	0.00	0.00
成果 指標	道路改良工事	%	目標	19.67	19.72	19.79
	改良率		実績	19.65	0.00	0.00
	舗装新設工事	%	目標	62.98	62.91	62.92
	舗装率		実績	62.90	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	依然として要望は高く、必要性は高い。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	道路法第16条により、市町村道はその路線の存する市町村が管理することとなっている。
	手段の妥当性	A 妥当である	現在の手法が一般的である。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	法令及び技術管理に則り、設計・施工するため妥当である。人員に関しても最小限の人数で行っており、改善の余地はない。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	目的とした対象者に対して、広く便益を提供している。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	道路の利便性と住環境の改善効果がある。
進捗度	事業の進捗	B どちらも言えない	要望があったにも関わらず、土地の寄付同意が得られず工事が進められられなかった箇所があり、進捗率に関してはどちらも言えない。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
道路改良工事・・・1路線当たりの要望延長が長く、完了までに期間を要する。 舗装新設工事・・・要望が多いが土地の寄付同意が得られていない箇所がほとんどであり、年次計画に組み込めない。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
道路改良工事・・・1箇所当たりの施工延長を伸ばし、設計額に占める諸経費の削減に努める。 舗装新設工事・・・舗装新設基準等の必要な条件を要望者へ十分に説明し、理解・協力を求めながら要望に対応していく。			

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了	
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 舗装要望・側溝改良整備等の要望が多い中で、その設計・施工の経済性・必要性・妥当性また耐久性を考慮し対応する。	
2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了	
企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	